



杉並区立  
浜田山小学校

学校だより 第 562 号  
令和 4 年度 6 月号

# はまだやま

校長 緒方 康裕  
副校長 越山 宗治

## 正しい「いじめ」の認識を

校長 緒方 康裕

6月には東京都教育委員会が定めている「ふれあい月間」です。「いじめ」に関する正しい認識をし、友達との関係をもう一度見直し、自分の言動が相手に迷惑をかけていないか、友達に嫌なことを言われたりされたりしたことを誰かに相談できているか、等を学校全体で再認識、再確認していく期間としています。



「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷			
昭和 61 年度	平成 6 年度	平成 18 年度	平成 25 年度
<ol style="list-style-type: none"> <li>自分よりも弱いものに対して一方的に</li> <li>身体的・心理的な攻撃を継続的に加え</li> <li>相手が深刻な苦痛を感じているもの</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>一定の人間関係のあるものから</li> <li>心理的、物理的な攻撃を受けたことにより</li> <li>精神的な苦痛を感じているもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一定の人的関係のある他の児童生徒が行う</li> <li>心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）</li> <li>心身の苦痛を感じているもの</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う</li> </ol>			
<p>なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。</p>			

（東京都教育委員会刊行 いじめ総合対策  
【第2次】下巻より抜粋）

「いじめ」という言葉はだれでも知っているけれど、その定義や解釈、あるいは法律についても児童や教職員はもちろん、保護者や地域の方々にも広く知っていただくことが、いじめの未然防止、早期発見につながります。6月と11月はそのことを特に推進していく時期としています。

上記の表でもお分かりのように、「いじめ」が初めて定義されたのは昭和61年とされ、その後3回定義が変わっていることとなります。時代によっていじめの定義、解釈は変わってきているのです。さらに、平成25年には「いじめ防止対策推進法」という法律ができました。

いじめは、この世に多く存在する人権侵害の中でも、最も憂慮すべき一つとされます。まず大人がしっかりとしたいじめに対する定義や解釈を理解し、冷静に、公平に、そして迅速に対応することで、多くの悩める子どもたちを救うことができます。「いじめ」はつい、社会通念上のいじめを連想しがちですが、今は「法令（法律）上のいじめ」で対応します。（詳細は上記の二次元コードでご確認ください）

いじめはいつどこで起こっても不思議はないという捉えでの対応が重要です。わずかなサインを周りが早く気づき、未然防止に最大限の努力をしまります。

### 6月の生活目標 『歩き方名人になろう』

梅雨が近付き、雨の多い季節となりました。今後、外で遊べない日が続くことが予想されます。外遊びを楽しみにしている子どもたちにとっては、体を思い切り動かせない日々が続くことになり、少しずつ廊下や階段での怪我が増えてきます。

このような状況をふまえ、6月の生活目標を「歩き方名人になろう」としています。どんな歩き方が名人なのかを考えさせ、全教員で校内での過ごし方を見守り、注意を呼び掛けていきます。

また、毎月初めには、各学年・学級でも安全指導として、雨の日の安全な過ごし方について取り上げ、児童に落ち着いた生活を送らせていきます。学校全体で歩き方名人を増やし、校内での「怪我ゼロ」を目指したいと思ひます。